

県南広域振興局長告示第98号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、石鳥谷東部土地改良区（花巻市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年6月4日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

1 就任

監事

佐 藤 秀 利	花巻市石鳥谷町新堀第48地割41番地
晴 山 友 博	〃 〃 滝田第11地割4番地
佐々木 勝 司	〃 〃 新堀第21地割23番地

2 退任

監事

佐 藤 秀 利	花巻市石鳥谷町新堀第48地割41番地
小 原 洋 文	〃 〃 八重畑第15地割66番地
晴 山 友 博	〃 〃 滝田第11地割4番地